独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	（主務大臣） **第六条**　独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第五十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。
（略）	（略）
両筑平野用水二期事業	両筑平野用水施設
（略）	（略）
福岡導水施設地震対策事業	福岡導水施設地震対策事業の対象である施設
（略）	（略）
厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣	厚生労働大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣
厚生労働大臣	（新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。